

交通基本法第1次草案の補足説明

第1条

- ・ 徒歩、自転車、自家用車、鉄道、バス、タクシー、船舶、航空機などの手段を問いません。
- ・ 通勤、通学、通院、買物、業務、気分転換・旅行などの目的を問いません。

第3条

- ・ (1)～(4)は、外国人を含むすべての人を対象としています。すべての人が権利保障の客体として、安全性、利便性(連続性、快適性、経済性)・文化性・アクセス性が保障されるというものです。
- ・ (4)は、アクセス性についてです。健康で文化的な最低限度の生活を保障するものとしての「生活交通」の手段が確保されることと、交通手段の種類・サービス内容・利用方法など「利用するため」の情報や遅延・運休など「利用しない・できないため」の情報が十分提供されることです。
- ・ (5)～(7)は、政策・計画段階での整合性です。特に(7)は、まちづくりとの整合性で、私的交通よりも公共交通を優先することを明確にしています。
- ・ (8)は、環境にやさしい交通を目指すというものですが、前文にもあるように少子高齢社会の諸問題への対応も含みます。
- ・ (9)・(10)は、総合交通政策の具体的内容の一部に関するものです。(1)～(8)の各方針を総合的に考慮したうえで、人にやさしい交通を目指すことや、人に対する交通教育の目標を明確にしています。
- ・ 「外部費用」は、「社会的費用」とほぼ同義で、具体的には、地球温暖化、公害、事故、渋滞などの対策費用です。原因者が料金や税金の形で直接負担していない場合や原因者以外にも負担させているような場合に問題となるものです。

第4条

- ・ 「利害関係人」は、国民、交通事業者などです。利用者はすべて国民なので明記していません。(利用者のうち外国人は、国の政策決定に関与すべきでないため対象外です。)
- ・ 「交通事業者」は、「交通」全般に関わり、旅客・貨物の各事業者すべてです。いわゆる公共交通機関や運送会社のほか、レンタサイクル・レンタバイク・レンタカーや、高速道路・駐車場・カーシェアリング関係なども含みます。

第5条

- ・ 第3項(道路政策)については、総合交通政策の具体的内容の一部ではありますが、最も多くの国民に影響する分野であるため、特に明示しています。

第6条

- ・ 「利害関係人」は、利用者、当該地域住民、交通事業者などです。

第7条

- ・ 第3項(道路政策)については、総合交通政策の具体的内容の一部ではありますが、最も多くの国民に影響する分野であるため、特に明示しています。

第12条

- ・ 「公募された市民」は、個人・団体を問いませんし、学識経験者なども含みます。

- ・ 「などを中心に構成」は、国が推薦する者などを想定しています。
- ・ 国などの行政職員自身は、原則として協議のテーブルには直接つきませんが、事務局として運営に責任を持ち、行政資料等の情報提供に努めます。
- ・ 関係する現行の各審議会を整理統合して設置します。業務内容については、この草案に規定している2点(総合交通政策の策定、交通基金の拠出に関する審査等)以外を含めて、別途検討して法律・政令等の形で定めてもらうことを想定しています。

第13条

- ・ 専門性が高いため中央協議会とは別に組織しますが、関係する現行の各審議会を整理統合したものです。

第15条

- ・ 関連する既存の協議会等を整理統合することにより設置します。
- ・ 「関係する都道府県」は、隣接する複数の府県にまたがる場合は、国ではなく、各府県が共同して責任主体になるという意味です。
- ・ 「公募された市民」は、個人・団体を問いませんし、地域住民や学識経験者なども含みます。
- ・ 「地縁団体」は、自治会・町内会等名称を問わず、当該地域内の住民組織すべてです。
- ・ 「などを中心に構成」とは、市町村又は都道府県が推薦する者などを想定しています。
- ・ 地方公共団体などの行政職員自身は、原則として協議のテーブルには直接つきませんが、事務局として運営に責任を持ち、行政資料等の情報提供に努め、課題解決のための素案を提示するなどの業務を行います。ただし、地域としての意思決定に直接関与してもらう必要がある場合(例：運賃の決定)などは、当該地域の判断で参加可能にしています。
- ・ 「交通に関わる基盤の管理者」は、道路管理者、港湾管理者、空港管理者などです。
- ・ 「公安委員会等」は、公安委員会、水上警察などです。

第16条

- ・ 独占禁止法の規定に反しない趣旨の組織です。事業者数が多ければ都市部に限られませんが、結成は任意です。(大都市では行政が指導してでも組織されるべきかもしれませんが。)
- ・ 「同種及び異種」は、鉄道どうし、バスどうし、鉄道とバスなど、当該地域の事情に基づくためです。すべての交通事業者が対象ですが、基本的には旅客関係の公共交通(レンタサイクル、レンタカーなどを含みます。)を想定しています。
- ・ 「その事業計画」は、当該運輸連合を組織する各事業者自身の事業に関する計画です。
- ・ 「運賃等」は、運賃、料金、手数料などです。
- ・ 「収入等」は、収入、費用などです。

第18条

- ・ 「基金等」は、基金、特別会計などです。複数年度にわたる場合の問題を避けるうえでは、基金が望ましいと思われます。

附則(改廃する法令の一例)

- ・ 国土交通省設置法の一部改正(審議会の整理統合など)
- ・ 鉄道事業法など各事業法規の一部改正(地域協議会で決定された事業計画や運賃などについては、国等への報告のみで足り、かつ、運輸連合の場合は各交通事業者ではなく当該運輸連合の名義で一括して行えることなど)